

障害者雇用率の算定誤りについて（市長部局及び病院局）

市長部局及び病院局の平成30年6月1日現在の障害者雇用状況について、障害者雇用率の算定誤りが判明しましたので、お知らせします。

1 概要

平成30年6月に国へ報告した障害者数のうち、身体障害者採用選考等により採用した職員以外で、自己申告により障害者として算入した28人に対し、障害者手帳の確認作業を行ったところ、障害者手帳の更新がされておらず、有効期限が切れていた職員がいた。

なお、誤って算入した職員数は1人であった（1ポイント換算※）。

※「ポイント換算」とは、雇用率の算定に使用する数値であり、労働時間や障害の種類・程度により、人数を換算したものの。

2 原因

厚生労働省のガイドラインでは、障害者の把握・確認は障害者手帳等で行うこととしている一方、プライバシーに配慮して申告や手帳の取得を強要したりしないこと、などの記述があることから、手帳の確認は必ずしも必須ではないと誤って解釈をしていたこと。

3 障害者雇用率等の状況

	人	ポイント換算	実雇用率(%)
6/1報告値	99	140.5	2.51
修正後数値	98	139.5	2.49

(法定雇用率：2.50%)

4 今後の対応

- (1) 法定雇用率の達成に向けて引き続き障害者雇用の拡大に努めていく。
- (2) 厚生労働省のガイドラインに沿った算定手続きを徹底する。